

住民税非課税世帯・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯への臨時特別給付金の受け付けを開始

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を受け、住民税非課税世帯や収入が減少した世帯に対して臨時特別給付金を支給します。

- ※1世帯1回限り。住民税非課税世帯への臨時特別給付金と家計急変世帯への臨時特別給付金の重複受給は不可
- ※一人暮らしの学生等、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除く

住民税非課税世帯への臨時特別給付金

受付期間	2月1日～ 4月30日（予定）	申 込 み	▶令和3年1月1日以前から区内に住民票がある非課税世帯・生活保護を受給している世帯 …区が送付する確認書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送
対 象	令和3年12月10日時点で荒川区に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯		▶令和3年1月2日以降に転入した方等がいる非課税世帯 …区役所2階202会議室・各区民事務所・荒川区社会福祉協議会・荒川区ホームページで2月1日（火）（予定）から配布する申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封し、郵送で、〒170-0013東京都豊島区東池袋4-5-2ライズアリーナビル13階荒川区役所住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当
給 付 額	1世帯当たり10万円		

家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）への臨時特別給付金

受付期間	2月1日～9月30日(予定)
対象	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの令和3年1月以降の任意の1か月間の収入を12倍にした年間収入が、 右表 の非課税限度額(収入)以下になった世帯 ※収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です ※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得でも判定が可能です
給付額	1世帯当たり10万円
申込み	区役所2階202会議室・各区民事務所・荒川区社会福祉協議会・荒川区ホームページで2月1日(火)(予定)から配布する申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封し、郵送で、〒170-0013東京都豊島区東池袋4-5-2ライズアリーナビル13階荒川区役所住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

配偶者・扶養親族の人数	非課税限度額(収入)	非課税限度額(所得)
単身・扶養親族がいない	100万円	45万円
1人	156万円	101万円
2人	205万7000円	136万円
3人	255万7000円	171万円
4人	305万7000円	206万円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合	204万3000円	135万円

※所得は、収入から給与所得控除等の経費を減額した額

配偶者からの暴力(DV)で避難されている方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、現在住んでいる自治体に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをすることで、避難先の自治体から給付金を受け取ることができま

す。避難中であることの証明書の発行手続きについては、電話でお問い合わせください。

※発行は、2月1日(火)(予定)から

問合せ アクト21 ☎(3809)2890

振り込め詐欺・個人情報詐欺にご注意を

区や都等の職員を装った不審な電話・郵便があった場合は、最寄りの警察署、または警察相談専用電話(☎#9110)に連絡してください。



問合せ

▶手続き等について…荒川区住民税非課税世帯等への臨時特別給付金コールセンター ☎0120(985)660
(午前9時～午後5時) ※(土)・(日)・祝等を除く

▶制度全体について…内閣府コールセンター ☎0120(526)145
(午前9時～午後8時)